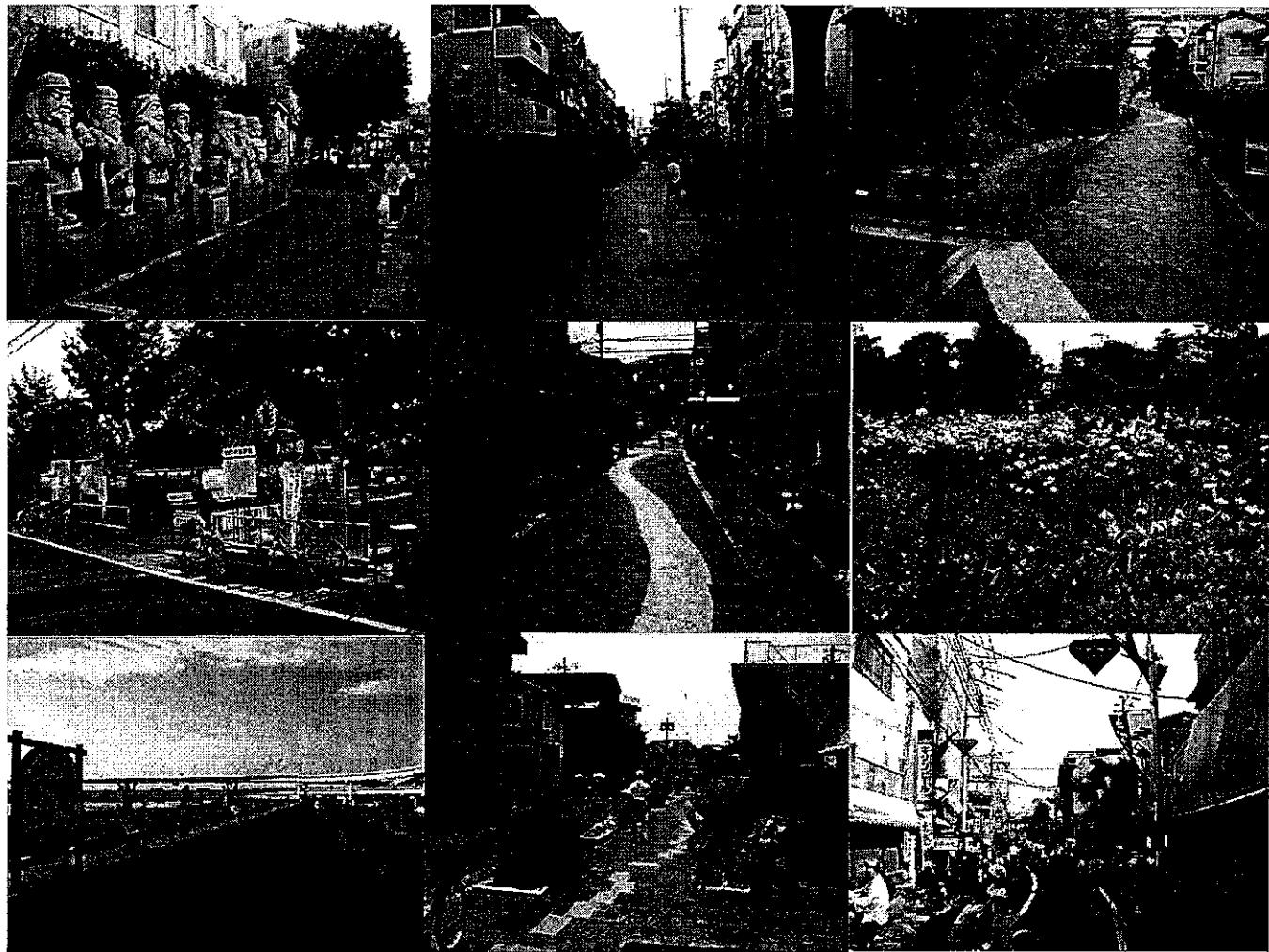


# 堀切地区 震災復興の進め方の手引き

## 骨子(案)

この骨子案は、今後、地域で堀切地区の震災復興の進め方を検討する際に、たたき台としてご活用いただくために作成されました。



# はじめに

私たちのまち‘堀切’は、葛飾区内でも災害、中でも震災や水害の危険度が高いという評価がされています。それを克服し、安全で安心に住み続けられるまちにするには、日常的な防災まちづくりや、災害直後からの組織的な活動の準備を進めておくことが重要です。

また、万一不幸にも被災した場合、よりいっそう良いまちに再生する復興についても、大地震などが生じてからではなく、あらかじめ準備しておくことが必要とされています。

この観点から、平成20年度において葛飾区と協力して「堀切地区震災復興まちづくり訓練」を行いました。

訓練の結果をもとに、堀切地区で震災等によって大被害が生じた場合、どのような手順で復興に取り組んでいくかをまとめたものがこの手引きです。

堀切地区に関係するすべての方々には、事前にお目通しいただき、いざというときに備えていただきますようお願いします。



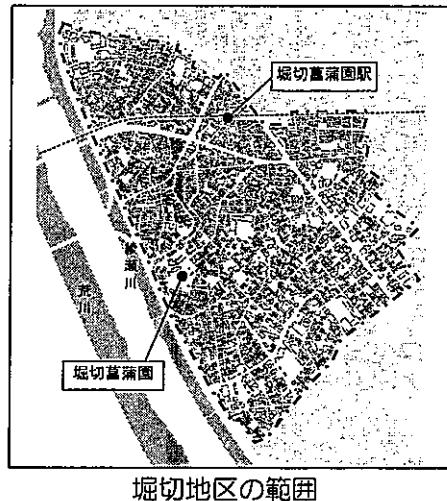
堀切地区震災復興まちづくり訓練の様子（H20.11～H21.1／全4回）

平成21年3月  
堀切地区まちづくり懇談会 地域防災部会  
及び訓練参加者一同

# 1. 手引きの目的

## ■ 震災復興の手順を紹介します

葛飾区堀切一～五丁目(以下「堀切地区」という)に、地震などで大被害が生じた場合に、区民と葛飾区等が協力して行う「震災復興の手順」の骨子を紹介します。



## ■ (仮) 堀切地区震災復興協議会の立ち上げ方を紹介します

甚大な被害をうけたあと、地域が主導して「(仮) 堀切地区震災復興協議会」を設立し、関係権利者等による部会や検討会等と連携して、葛飾区と協働して堀切全体の復興に取り組みます。

手引きでは、そのための基本的な手順や注意事項を定めます。なお実際の被害の状況によってはこの進め方を基本にしながら、臨機応変に修正発展することができます。

# 2. 手引きが活用される状況

以下の状況において、この手引きを活用して震災復興に取り組みます。

- ① 大地震等災害によって、堀切のまちに甚大な被害が生じた場合に適用します。
- ② 被災直後から区・防災関係機関、各町会自治会や防災市民組織、避難所運営組織・避難所（自主）運営本部等により、倒壊建物からの救出、消火、避難、避難所運営などの応急活動が先行し、それに続けて復興に取り組み始めます。
- ③ 被災者は自宅以外にも、避難所、第2順位の避難所（地区外もあり）地区内外の縁故先など様々な箇所に分散していると想定されます。

### 3. 震災復興協議会について

#### ■ (仮)堀切地区震災復興協議会の役割

震災復興協議会は、堀切地区の住民や被災者の総意をふまえて、葛飾区と協働・連携して様々な分野の復興を進めます。

主な仕事は、次のとおりです。

- ① 堀切地区の復興まちづくりに関する、調査・研究、合意形成、提案活動、及び事業箇所の復興への支援
- ② 地区内の時限的市街地に関する建設の促進、入居者等への支援
- ③ 内外の被災者等への広報、相談、見守りなど情報提供その他支援

#### ■ (仮)堀切地区震災復興協議会の組織

会の組織構成は、原則として以下のように想定します。

##### ① 会長（1名）

##### ② 副会長（若干名）

会長を補佐します。中から会長代行 1 名を定めることもできます。

##### ③ 部会（町会別・街区別・事業別・課題別など、必要に応じて）

被害状況や復興の課題、復興事業の内容などに応じて、部会を設けて活動を進めます。部会長は原則として協議会正副会長があたります。

例）広報部会、高齢者生活支援部会、〇〇地区〇〇事業部会

##### ④ 運営委員会

参加者が多数の場合、運営委員会を設けることができます。

## ■ 事業単位別の検討会

復興事業において、土地区画整理事業や道路等の整備が地区の一部で計画される場合、関係権利者や区の呼びかけによって該当区域に係る検討会等を設置し、計画づくりを進めます。協議会からも担当委員が参加し、地区全体の復興と調整を行います。

### 参考

### 堀切地区に関連する住民防災組織

#### ① 町会自治会

- 堀切東町会防災市民組織
- 堀切中央町会防災市民組織
- 堀切西町会防災市民組織
- 堀切四丁目中町会防災市民組織
- 堀切南町会防災市民組織
- 堀切四丁目北町会防災市民組織
- 堀切北町会防災市民組織
- 堀切京南自治会防災市民組織

#### ② 避難所運営組織及び避難所（自主）運営本部

- 堀切小学校避難所運営会議／堀切 2-42-1（堀切中央町会・堀切西町会・堀切北町会）
- 堀切中学校避難所運営会議／堀切 1-36-1（堀切東町会、堀切南町会）
- ウエルピアかつしか避難所運営会議／堀切 3-34-1（堀切東町会、堀切京南自治会、堀切北町会）
- 綾南小学校避難所運営会議／堀切 1-22-1（堀切南町会）
- 旧小谷野小学校避難所運営会議／堀切 4-60-1（堀切四丁目北町会、堀切四丁目中町会）

#### ③ 第2順位の避難所

- 堀切敬老館（堀切 1-23-6）、他

堀切地区地域団体連絡先一覧（×モ欄）

地域団体	連絡先

## 4. 堀切地区の震災復興の手順（案）

堀切地区の震災復興は、原則として以下の手順で進めます。日頃から地域で活動する組織等が中心になって準備連絡会を設置し、広くよびかけて協議会を設立します。

### 堀切地区の復興の流れ

#### 【ステップ1】

まちの被害を調べて、  
堀切地区センターで  
まとめます

- 町会自治会の防災組織を中心とし、震災後数日以内に、町内の被害概況を調べて、地区災害拠点（堀切地区センター）に報告します。

#### 【報告内容】

- ・焼失した区域
- ・全半壊建物の多い街区（概ね半分以上）



#### 【ステップ2】

復興準備連絡会を  
立ち上げ、委員を募集  
し、震災復興協議会を  
発足します

- 復興が必要な場合、堀切地区連合町会長や地域防災部長は、町会の要請や被災者等の申し出などをふまえ、堀切の関連組織【表1】等に呼びかけ、「堀切地区復興準備連絡会」を開催します。
- 準備連絡会には、各組織から1～数名が出席し、協議会設立を協議します。また、区職員の参加を求めることができます。

#### 【表1】準備連絡会の呼びかけを行う組織

- ・町会自治会
- ・同防災組織メンバー
- ・商店会
- ・民生委員
- ・上記の他、堀切地区で活動する団体個人  
で町会長が推薦するもの

- 準備連絡会は、協議会の規約案を用意し、回覧、ニュース配布、避難所での案内等によって協議会委員を募集します。
- 区外の被災者・権利者については区を通じて連絡します。
- 参加委員により、設立準備会を開催し、規約・役員、復興区域等を定め、協議会を発足します。
- 区に地域復興組織認定申請を行います。

右上の【ステップ3】に続く

### 【ステップ3】

#### 震災復興協議会の活動体制を整えます。



【事務局】当面、堀切地区センターに設置します。

【構成】役員の他、総務部、広報部、都市住宅部、時限市街地生活復興支援部、商業地域活性化部、などを設置します。

【葛飾区への協力を要請する事項】

- 「復興に関する相談窓口」の開設
- 復興を支援する「専門家の派遣」(区と一緒に人選)
- 必要に応じて、復興に関する説明会や部会の設置  
(町会別・街区別・事業別・課題別など)

#### ●堀切地区の「震災復興計画づくり」を進めます

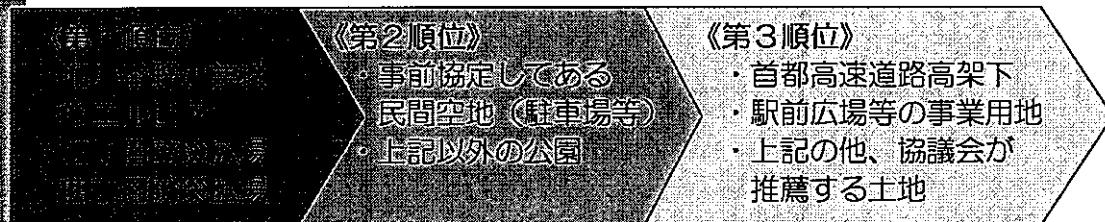
- 協議会は、区に「復興まちづくり方針案」の策定及び区民や被災者への説明会開催を求めることができます。
- 協議会は、区の方針案を受けるなどして、「堀切地区に関する復興まちづくりに関する提案」を行います。
- 協議会は、復興に関わる地域活動等を計画することができます。その場合、区に活動の支援を要請することができます。



#### ●「時限的市街地」の建設を検討し、運営を支援します

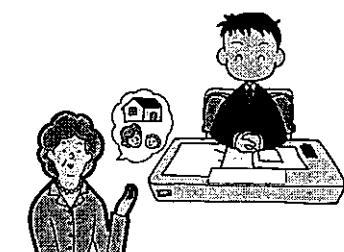
- 協議会は、必要な仮設住宅や共同施設等による「時限的市街地」を堀切地区に建設することを区に提案できます。
- 時限的市街地の建設候補地は【表2】のとおりとします。不足する場合、土地所有者の協力を求めるなど確保に動きります。
- 協議会は、時限的市街地への入居について、担当部を設け、区と協力して支援活動を行います。

【表2】堀切地区の時限的市街地の候補地（案）



#### ●復興に関する広報・相談、被災者支援、地域づくり活動を進めます

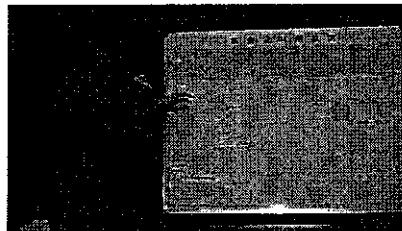
- 広報部会が、広報紙の配布等、広報活動を行います。
- 被災者等の要望をとりまとめ、区などに働きかけます。
- 区を通じて専門家等の派遣を要請し、相談や案内会を開催します。
- その他、地域を元気づけるイベントやネットワークづくりを行います。



## 「堀切地区震災復興まちづくり訓練」の経緯

### 【第1回】 堀切地区的震災復興の課題を考える（平成20年11月2日）

復興力レンダーに沿って、震災後に復興を進めるにあたり、どんな問題に直面するかを整理し、堀切の復興の課題を話し合いました。



### 【第2回】 堀切にとどまって復興を進める（平成20年11月30日）

堀切では「時限的市街地」をどこにつくることができるか、また、つくるにあたって大事なことは何かについて、仮設住宅や仮設店舗の模型を使って話し合いました。



### 【第3回】 まちの復興計画づくりを検討する（平成20年12月14日）

葛飾区から示された訓練用の復興まちづくりの手順と方針の案について、足りないところや加えた方がいいことなどを話し合いました。



### 【第4回】 堀切の復興まちづくり手順と方針（案）を提案する（平成21年1月12日）

復興まちづくりの手順と方針のまとめを行うとともに、復興協議会の立ち上げ手順について話し合い、堀切地区震災復興の進め方の手引き（案）の内容を検討しました。



## 「堀切地区 震災復興の進め方の手引き」 《平成21年3月発行》

【発行】堀切地区まちづくり懇談会地域防災部会

【協力】葛飾区（連絡先：都市整備部街づくり調整課 TEL03-5654-8372）

【支援】首都大学東京中林研究室・災害復興まちづくり支援機構・(株)マヌ都市建築研究所